

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期目標

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期計画（案）

～ 目 次 ～

| | |
|--------------------------------------|---|
| 中期目標の基本的な考え方 | 1 |
| 一 中期目標の期間 | 1 |
| 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 |
| （一） 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 | 2 |
| ア 製品化支援 | 2 |
| イ 産学公連携等の推進 | 2 |
| ウ 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 | 3 |
| エ 知的財産権の取得及び活用の促進 | 3 |
| （二） 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 | 3 |
| ア 依頼試験 | 3 |
| イ 技術相談 | 4 |
| ウ 業界団体等への技術協力 | 4 |
| （三） 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 | 4 |
| ア 基盤研究 | 4 |
| イ 共同研究 | 5 |
| ウ 外部資金導入研究・調査 | 5 |
| エ 研究評価制度 | 5 |
| （四） 研究成果の普及と技術移転の推進 | 5 |
| ア 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 | 6 |
| イ 職員の派遣 | 6 |
| ウ 各種広報媒体を活用した情報提供 | 6 |
| エ 展示会等への参加 | 6 |
| （五） 情報セキュリティ（安全）管理と情報公開 | 6 |
| 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 7 |
| （一） 組織体制及び運営 | 7 |
| ア 機動性の高い組織体制の構築 | 7 |
| イ 職員の能力開発 | 7 |
| ウ 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 | 7 |
| エ 企画調整機能の強化 | 7 |
| オ 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 7 |
| （二） 業務運営の効率化と経費節減 | 7 |
| ア 業務の適切な見直し | 7 |
| イ 情報化の推進 | 7 |
| ウ 業務運営全体での効率化 | 8 |

～ 目 次 ～

| | |
|--|---|
| ．住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するために取るべき措置 | 1 |
| 1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 | 2 |
| （1）製品化支援 | 2 |
| （2）産学公連携等の推進 | 2 |
| （3）助成、融資及び表彰等に関する評価支援 | 3 |
| （4）知的財産権の取得及び活用の促進 | 3 |
| 2．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 | 3 |
| （1）依頼試験 | 3 |
| （2）技術相談 | 4 |
| （3）業界団体等への技術協力 | 4 |
| 3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 | 4 |
| （1）基盤研究 | 4 |
| （2）共同研究 | 5 |
| （3）外部資金導入研究・調査 | 5 |
| （4）研究評価制度 | 5 |
| 4．研究成果の普及と技術移転の推進 | 5 |
| （1）技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 | 6 |
| （2）職員の派遣 | 6 |
| （3）各種広報媒体を活用した情報提供 | 6 |
| （4）展示会等への参加 | 6 |
| 5．情報セキュリティ管理と情報公開 | 6 |
| （1）情報セキュリティの管理 | 6 |
| （2）情報公開 | 6 |
| ．業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 | 7 |
| 1．組織体制及び運営 | 7 |
| （1）機動性の高い組織体制の構築 | 7 |
| （2）職員の能力開発 | 7 |
| （3）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 | 7 |
| （4）企画調整機能の強化 | 7 |
| （5）業務改善に係る利用企業調査結果の反映 | 7 |
| 2．業務運営の効率化と経費節減 | 7 |
| （1）業務の適切な見直し | 7 |
| （2）情報化の推進 | 7 |
| （3）業務運営全体での効率化 | 8 |

| | |
|-------------------|----|
| 四 財務内容の改善に関する事項 | 8 |
| (一) 資産の適正な管理運用 | 8 |
| (二) 剰余金の適切な活用 | 8 |
| 五 その他業務運営に関する重要事項 | 9 |
| (一) 施設及び設備の整備と活用 | 9 |
| (二) 安全管理 | 9 |
| (三) 社会的責任 | 10 |
| ア 環境への配慮 | 10 |
| イ 法人倫理 | 10 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (4) 資産の適正な管理運用 | 8 |
| (5) 剰余金の適切な活用 | 8 |
| ・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 | 9 |
| ・ 短期借入金の限度額 | 9 |
| 1. 短期借入金の限度額 | 9 |
| 2. 想定される理由 | 9 |
| ・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 | 9 |
| ・ 剰余金の使途 | 9 |
| ・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 | 9 |
| 1. 施設・設備の整備と活用 | 9 |
| 2. 安全管理 | 9 |
| (1) 安全衛生管理体制の整備 | 9 |
| (2) 災害時に対する危機管理体制の整備 | 10 |
| 3. 社会的責任 | 10 |
| (1) 環境への配慮 | 10 |
| (2) 法人倫理 | 10 |
| (別紙1) 重点分野における研究開発の方向性 | 11 |
| (別紙2) 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 | 13 |

中期目標の基本的な考え方

近年の急速な技術革新と経済の国際化という産業環境の変化の中において、企業が今後も継続的に発展・成長していくためには、製品やサービスの高付加価値化による差別化がますます重要な課題となっている。

しかしながら、中小企業においては人材確保や資金調達などの課題が多く、自らの力のみで最新の技術や機器を導入し、競争力強化を図っていくことは困難である。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）は、このような状況にある中小企業を支援するため、中小企業ニーズや最新の技術動向等の把握を行い、必要とされる人材の採用と育成や、試験研究施設及び設備の整備に努めて技術力の強化を図るとともに、これらの資源を活用した研究や技術支援策を効率的かつ効果的に立案、実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与することが必要である。

産技研がこれらのことを迅速かつ確実に実施していくために、東京都は中期目標を策定し、産技研に対しこれを指示する。

産技研は、この中期目標の達成に向けた具体的取組を示す中期計画及び年度計画を自ら作成するとともに、その実績を検証し、不断の自己改善を行わなければならない。

一 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間とする。

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

産技研が、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与するためには、中小企業のニーズ及び最新の技術動向等の把握に努め、これらに基づいた中小企業への技術支援を推進することが重要である。

このため、産技研は、これらのニーズ等に基づき、施設及び設備機器を整備し、最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。

これにより、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。

(一) 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

東京の産業の活力向上のためには、創業の活発化や企業の新規事業分野への進出拡大が重要である。

しかしながら、創業期の企業や新規事業分野へ進出した中小企業が、資金調達から製品・技術開発、販路開拓までを自らの力のみで対応していくことには困難な面がある。

こうした企業に対し、産技研は、自ら実施する技術支援施策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業との連携により、事業化支援のための機能の向上を図り、産技研の利用を促進して、企業の事業化を支援する。

ア 製品化支援

機器及び支援体制の整備によって産技研の機能強化を図り、中小企業等における新製品開発、新規事業分野への進出のための製品化支援を質的・量的に充実強化する。

具体的には、個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方に至る総合的なシステムデザイン支援を、他の機関との連携も活用して実施するとともに、中小企業等の研究開発のためのラボスペース（貸研究室）の提供を新たに実施する。

また、中小企業のニーズの高い、先行技術や基盤技術における最新の機器を計画的に整備し、直接利用に供することにより、新製品や新技術の開発支援を強化する。

イ 産学公連携等の推進

大学との交流や、学術団体・業界団体の活動への積極的な参画等を通じて大学や企業等との連携強化に努めるとともに、研究開発事業や人事交流などの産学公連携を推進する。

中小企業の技術ニーズと大学等の技術シーズ（種）の融合による技術開発・製品開発等の促進のため、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、職員に加えて都が委嘱した専門のコーディネーター等も活用する。

特に首都大学東京及び産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流を含め、産学公連携の強化に努める。

また、業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流の促進により、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

創業の活発化や中小企業の新規事業分野への進出拡大を促進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を促進する。

また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した支援を実施する。

(1) 製品化支援

個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方までを視野に入れた総合的なシステムデザイン支援に必要な設備、機器及び体制を整備する。

また、財団法人東京都中小企業振興公社の経営支援部門等他の機関との連携も活用して、製品化や中小企業のブランド確立等を支援する。

システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。

新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援のための「製品開発支援ラボ」を設置し、機器利用サービスの提供によるハード面の支援及び産技研職員のソフト面の支援等を実施する。製品開発支援ラボは中期目標期間終了時まで、試作、IT等を対象として3室を設置する。

なお、運営については、利用者の利便性を考慮した利用時間の設定を検討する。

また、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室2室を設け、迅速かつ実効性のある研究活動への支援を実施する。

自社内に十分な試験研究設備及び機器を持ってない中小企業のための機器利用サービスの提供については、需要の高い機器の整備や老朽化した機器の更新を計画的に実施し、平成22年度実績30,000件以上を目標とする。

「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。

(2) 産学公連携等の推進

大学等との交流や学術団体・業界団体の活動に積極的に参画すること等により大学や企業等との連携強化に努め、研究開発や人事交流などの産学公連携を推進する。

技術開発・製品開発等の産学公連携の促進に当たっては、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、都が委嘱した専門のコーディネーター等の活用も図る。

区市町村等との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。

都や他の試験研究機関、大学、企業との人材交流制度を構築し、相互交流により技術力の向上と人材の育成を図る。

ウ 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業等の技術力を評価する必要がある場合には、その審査や評価に積極的に協力していく。

なお、公正かつ効率的な審査実施のため、研究開発や技術情報の収集と、研修等による職員の審査能力向上に努める。

エ 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなど、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関しては、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

(二) 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

計画的に整備、更新した試験研究機器や、これまでの研究成果及び職員の専門知識等を活用した各種試験や技術相談により、製品の品質・性能証明や事故原因究明、国内外の規制への対応等、中小企業等の技術的課題の解決のための技術協力を推進する。

また、利用企業の利便性向上のための施策を積極的に実施する。

ア 依頼試験

計画的な機器の更新等により試験の信頼性や精度を向上させるとともに、機器の校正管理等を行い、品質保証体制を整備するなど、技術面及び体制面での質の向上を図る。

これにより、国際的に通用する証明書の発行が可能となる計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行うとともに、輸出入等海外取引に関する国内外の規制等への対応を行うなど、中小企業の取引を支援する。

また、中小企業ニーズに基づいた依頼試験機器の導入により、新たな技術課題へも対応できる試験体制の整備を図り、製品等の品質や性能の評価や、事故品の原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決のための支援を強化する。

さらに、手続の簡素化や多様な手数料納入方法の実施など、利用企業の利便性向上を目的としたサービス向上策を積極的に実施し、利用拡大を図る。

特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流等の産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。

大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。

業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業の技術力等を評価する必要がある場合には、その審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。

実施にあたっては公平かつ中立な技術審査に努めるとともに、効率的な審査実施のため、研究開発、技術情報の収集及び研修等により、職員の審査能力向上に努める。

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなどして、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関して、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

中期目標期間中の特許出願総数は、65件を目標とする。

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。

そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業ニーズ等に基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。

(1) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの迅速な提供及び利用者の利便性向上を図る。

国際的に通用する証明書の発行が可能で、計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。

使用料・手数料の納入方法の多様化や依頼手続きの簡素化を実施し、利用者の利便性向上を図る。

JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を新たに実施する。

試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する組織を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。

イ 技術相談

中小企業等からの相談に対し、職員の専門的な知識を活用した相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図るとともに、利用拡大を図る。

また、必要に応じて、企業の生産現場での相談や外部専門家を活用した相談も実施し、利用者の要望に応える。

ウ 業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会や中小企業の技術者等からなる技術研究会を通じて、産業界の技術ニーズの収集を行うとともに、研究成果や新技術等の情報提供を実施する。

また、把握した業界団体や中小企業の技術ニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備し、技術的課題への対応を強化する。

(三) 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

東京の産業の基盤となる技術の発展継承に加え、今後の成長が見込まれる技術の育成及び強化を目的とした計画的な研究開発を実施する。ここで得た成果は、産技研の技術力向上と都内中小企業等の技術力・競争力強化のために活用する。

なお、企業等の緊急の要請については、年度途中であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応していく。

ア 基盤研究

中小企業等の技術ニーズに迅速かつ確実に応えていくため、事業の質の向上や今後発展が予想される技術分野の強化、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

研究テーマは、中小企業の技術ニーズや今後の技術動向、職員の育成計画等を踏まえて設定する。

中小企業のニーズ等に基づき、試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。

これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を図る。

依頼試験は平成 22 年度実績 85,000 件以上を目標とする。

(2) 技術相談

中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。

なお、産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

また、IT を活用した遠隔相談の実施を検討する。

技術相談は平成 22 年度実績 70,000 件以上を目標とする。

(3) 業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となるものづくりの基盤技術分野と、今後の成長が見込まれる技術分野の技術力強化が重要である。

このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。

なお、中期計画期間当初においては、ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。

産技研は、基盤技術分野とこの重点技術分野について研究開発を計画的に実施し、その成果を産技研の技術力向上と中小企業の技術力・競争力強化のための支援に活用する。

また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。

中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙 1 に示す。

(1) 基盤研究

中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に基盤研究を実施していく。

イ 共同研究

企業、業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合した共同研究を実施し、効率的かつ効果的な成果の実現を図る。

ウ 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに直接応えて、外部資金を導入した研究・調査等を実施し、課題解決を図る。

研究テーマを公募する、いわゆる提案公募型研究については、資金の提供先を公募している団体を可能な限り探査し、積極的に応募して資金の獲得に努める。

エ 研究評価制度

産技研内部委員による評価及び学識経験者、産業界有識者等の外部委員による評価により、研究テーマの採択や継続の可否等を評価する。

この評価結果はその後の研究テーマの設定や研究の推進、事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施を図る。

(四) 研究成果の普及と技術移転の推進

技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した情報提供及び展示会等のイベントへの積極的な参加等を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進する。

これにより、中小企業の技術力や製品の競争力の向上を支援する。

基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。

重点技術分野への対応。

都の行政課題への対応。

技術相談、依頼試験等で把握した中小企業のニーズに立脚した技術的課題の解決。

産技研を特徴付ける技術シーズの維持・強化と育成。

緊急課題への対応。

産技研の技術支援を支える開発能力向上・職員の育成など。

(2) 共同研究

企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、応用研究や一歩進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応えて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

なお、以下の取り組みにより平成22年度における外部資金獲得目標額を1億円とする。

提案公募型研究

産技研の基盤研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。
- ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

この評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営等に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施のために活用する。

4. 研究成果の普及と技術移転の推進

研究の成果や学術団体・業界団体の活動への参画などを通じて得た技術的知見は、あらゆる機会を通じて普及し、活用されることが必要である。

そこで、技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した広報及び展示会等のイベントへの積極的な参加を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進することにより、中小企業の技術力や製品競争力の向上を支援する。

ア 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

研究開発成果の技術移転や新技術等の情報提供を目的として、技術セミナーや講習会を開催する。

なお、喫緊の技術ニーズへの対応や個別企業ニーズへの対応を可能とする仕組みを新たに構築する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、技術普及活動を実施する。

イ 職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

ウ 各種広報媒体を活用した情報提供

各種刊行物やインターネット等の広報媒体を活用し、研究開発成果や最新の技術情報、産技研の事業内容等の情報を提供し、中小企業等の製品開発や生産活動を支援する。

エ 展示会等への参加

都や区市町村等が実施する展示会等へ積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及及び産技研の利用拡大等を図る。

(五) 情報セキュリティ(安全)管理と情報公開

個人情報や企業の製品開発情報等の職務上知り得た秘密については確実な漏えい防止対策を図り、適正に取り扱う。

また、事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、説明責任を全うするため、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナーや講習会を開催する。

なお、企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを新たに実施する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、積極的な普及活動を実施する。

(2) 職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

なお、職員の派遣については、広範かつ弾力的に実施する。

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供

中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の情報を積極的に提供する。

情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。

(4) 展示会等への参加

産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等に積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及を実施する。

5. 情報セキュリティ管理と情報公開

(1) 情報セキュリティの管理

情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを策定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。

また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。

(2) 情報公開

産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(一) 組織体制及び運営

ア 機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、喫緊の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、効果的な技術支援を行う。

イ 職員の能力開発

依頼試験や技術相談など、中小企業支援の実施に必要な技術力及び知識を向上させるため、研究や研修を通じた能力開発を実施する。

ウ 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築するとともに、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入する。

これにより、業績評価結果を任用、給与又は人員配置に適切に反映し、職員の意欲と能力の向上を図る。

エ 企画調整機能の強化

自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、企画調整機能を強化し、客観的な事業評価に基づく事業、予算、人員計画の立案又は経営資源の配分を行う。

オ 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを行う。

(二) 業務運営の効率化と経費節減

ア 業務の適切な見直し

業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容と運営方法の見直しを随時実施する。

なお、見直しに当たっては、業務内容を精査し、契約方法の改善や外部への委託、人材の活用等を積極的に検討する。

イ 情報化の推進

新たに構築する情報システムを活用して情報の共有化や電子化を進め、事務処理の効率化に努める。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 組織体制及び運営

(1) 機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、各事業の効率的な執行を確保する。

(2) 職員の能力開発

依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるため、研究・研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。

あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、経営企画部門を設置して、企画調整機能の強化を図る。これにより、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研の利用に関する企業調査を毎年実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

2. 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。

定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングの可能性を検討し、可能な業務については積極的に実施する。

また、外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して本部及び各支所をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化とペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

ウ 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度平均で前年度比一パーセントの財政運営の効率化を行う。

四 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「三 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。

また、管理業務等の合理化により、総予算における固定的経費の削減に努める。

（一）資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を実施するとともに、建物、施設及び設備等については計画的な改修を実施し、適正に維持管理する。

（二）剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を有効に活用する仕組みを検討する。

（3）業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、毎年度平均で前年度比 1.0%の財政運営の効率化を図る。

（4）資産の適正な管理運用

安定的な資金の運用・管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。

また、施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

（5）剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

五 その他業務運営に関する重要事項

(一) 施設及び設備の整備と活用

急速な技術革新や激化する国際競争の中で、高度化かつ多様化する中小企業ニーズに的確に応えていくためには、産技研の施設及び設備の早急な整備による機能向上が必要である。

このため、本中期目標期間中に、老朽化の激しい産技研施設の統合及び再整備に着手する。

また、現在、暫定施設となっている多摩地域の支援施設についても、本格施設の整備に着手する。

なお、施設及び設備については、適正かつ有効な活用に努める。

(二) 安全管理

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

また、安全管理関連法令に基づいた安全管理体制の確保・維持を図るとともに、職員に対する安全教育を行うなど、事故等の発生を未然に防止するよう努める。

・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙 2

・ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額
15 億円。

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし。

・ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備の整備と活用

業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。

なお、本中期目標期間中に東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。

2. 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員に安全教育を実施する。

放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(三) 社会的責任

ア 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

イ 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないように努める。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備するとともに、関連機関との連携体制を整備する。

3. 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。

廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

重点分野における研究開発の方向性

東京は全国でも有数の工業集積地であるが、近年の経営環境の厳しさから、特に製造業者の多くは自らの事業分野について新たな展望を模索している。

その一方で、独自のコア技術を持つ中小企業は、活力ある経営を維持している。

国は、科学技術基本計画の第2期(平成13年3月)および第3期(平成18年3月)で、産業経済の活性化と持続的な経済発展を目指して、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野を重点分野として設け、積極的な投資・研究開発を推進している。さらに平成16年から始まった経済産業省の新産業創造戦略では、燃料電池、情報家電、ロボット、健康・福祉・機器・サービスなどの7分野を重点領域として定めた。

こうした国の方針を踏まえ、都においても、東京都産業科学技術振興指針が策定され、「広い領域に応用でき、かつ波及効果の高い産業科学技術に焦点を当てて取り組むことが重要である」との認識が示されている。産技研で定めた以下に示す7つの重点技術分野は、こうした経緯と背景を踏まえたものである。これらの技術への取り組みは、多くの中小企業に製造技術の新たな領域を広げ、高付加価値製品開発を促すとともに、新たなビジネスチャンスを生み出し、将来の経済成長の原動力となることが期待されるものである。以下に個々の重点分野についての取り組みの方向性を示す。

(1) ナノテクノロジー

ナノテクノロジー技術は、材料、エネルギー機器、情報機器及び環境関連機器等を構成する部材製造に不可欠な技術となりつつある。

そこで、超微細加工、超精密仕上げ加工などのナノテクノロジー技術による加工技術とともに薄膜材料の高機能化、ナノ構造材料の製造法などについての研究開発、及びナノレベルの計測技術や分析技術の確立に取り組む。

(2) IT

製品開発において、情報、通信技術は必須のものとなりつつある。ものづくりの現場での情報の活用やユビキタス社会到来に向けた情報通信技術の開発と活用は、特に、これからの中小企業には必要である。また、効果的なものづくり、売れる製品づくりのためには、情報流と物流の融合技術も欠かせない。

これらに応えるため、ネットワーク利用技術の推進を図り、RFID¹⁾技術、ICタグ応用技術の開発に取り組む。

1) R F I D : Radio Frequency Identification (微小な無線チップ)

(3) エレクトロニクス

部品レベルの製品にも基板搭載が進み、今やあらゆる製品に半導体素子と機器を制御するハード・ソフト融合技術が必要になってきている。

そこで、FPGA²⁾や高周波処理技術、電波技術、MEMS³⁾、 μ -TAS⁴⁾技術を活用した製品開発、及び組込ソフト技術に取り組む。

2) F P G A : Field Programmable Gate Array (プログラミングができる IC)

3) M E M S : Micro Electro Mechanical Systems (いわゆるマイクロマシン)

4) μ - T A S : Micro-Total Analysis System(一つのチップ上で生化学分析を行うデバイス)

(4) システムデザイン

ものづくり産業が世界的になり、国際分業と国際協業が進む中で、中小企業が蓄積している従来のものづくりの技術だけでは売れる商品を生み出すことが困難になっている。

そこで、売れる商品づくりを目指した総合的なシステムデザインについて強化を図る。また、デザインセンターを設置し、製品・技術の持つ性能や機能を工業的な最適設計や機能美で的確に魅力的に表現する手法開発やデザインマネジメントについての開発に取り組む。

(5) 環境

VOC 削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。

安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技术にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、環境負荷低減技術、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。

(6) 少子高齢・福祉

高齢社会の到来を迎え、高齢社会産業の市場規模の拡大が進んでいる。中でも高齢者対応の福祉機器のニーズは高まっている。先端技術を駆使し、ヒューマンインターフェースに優れ、また、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉機器の開発、医療機器の電気的安全性指導に立脚した信頼性の高い医療機器開発等に取り組む。

(7) バイオテクノロジー

東京都の新産業創出の一つとして、バイオテクノロジー・ライフサイエンス分野における研究開発の強化を図るため、都内の優れた技術力や加工力を活かし、バイオテクノロジーの基盤技術である分析・解析機器や医療機器、生体材料等のバイオツールの開発を推進する。特にバイオ分析チップ、バイオセンサなどを中心とした技術開発に取り組む。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 18 年度～平成 22 年度 予算

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 25,116 |
| 施設整備費補助金 | 197 |
| 自己収入 | 3,294 |
| 事業収入 | 1,688 |
| 補助金収入 | 62 |
| 外部資金研究費等 | 425 |
| その他収入 | 1,119 |
| 計 | 28,607 |
| 支出 | |
| 業務費 | 21,975 |
| 試験研究経費 | 6,058 |
| 外部資金研究経費等 | 425 |
| 役職員人件費 | 15,492 |
| 一般管理費 | 6,632 |
| 計 | 28,607 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、13,343 百万円支出する。（退職手当は除く）

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 18 年度～平成 22 年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | 28,287 |
| 経常費用 | 28,287 |
| 業務費 | 20,570 |
| 試験研究経費 | 4,653 |
| 外部資金研究経費等 | 425 |
| 役職員人件費 | 15,492 |
| 一般管理費 | 6,632 |
| 減価償却費 | 1,085 |
| 収入の部 | 28,287 |
| 経常収益 | 28,287 |
| 運営費交付金収益 | 23,773 |
| 事業収益 | 1,688 |
| 外部資金研究費等収益 | 425 |
| 補助金等収益 | 197 |
| その他収益 | 1,119 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 671 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 383 |
| 資産見返補助金等戻入 | 31 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 18 年度～平成 22 年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 資金支出 | 28,607 |
| 業務活動による支出 | 27,202 |
| 投資活動による支出 | 1,405 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 28,607 |
| 業務活動による収入 | 28,607 |
| 運営費交付金による収入 | 25,116 |
| 事業収入 | 1,688 |
| 外部資金研究費等による収入 | 425 |
| 補助金等による収入 | 259 |
| その他の収入 | 1,119 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 |

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

産業技術研究センター中期計画（案）主な修正点

| 修 正 案 | 第 4 回試験研究分科会（H18.2.15） |
|--|--|
| <p>・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p><u>産技研が、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与するためには、中小企業のニーズ及び最新の技術動向等の把握に努め、これらに基づいた中小企業への技術支援を推進することが重要である。</u></p> <p><u>このため、産技研は、これらのニーズ等に基づき、施設及び設備機器を整備し、最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。</u></p> <p>これにより、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。</p> | <p>・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p><u>産技研は、中小企業のニーズや最新の技術動向等に基づいた技術支援を実施するため、施設や設備機器を最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。</u></p> <p><u>この経営資源を基に、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。</u></p> |
| <p>1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業課支援の推進</p> <p>（1）製品化支援</p> <p>「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。</p> | <p>1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業課支援の推進</p> <p>（1）製品化支援</p> <p>「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの技術面でのサポートを実施する体制を整備する。</p> |
| <p>1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業課支援の推進</p> <p>（2）産学公連携等の推進</p> <p>業種を超えて個々が保有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流会については30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> | <p>2．試験・研究設備と専門知識等を活用した技術協力の推進</p> <p>（2）産学公連携等の推進</p> <p>業種を超えて個々が保有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流会については、交流会を毎年立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> |
| <p>3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施</p> <p>経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となるものづくりの基盤技術分野と、今後の成長が見込まれる技術分野の技術力強化が重要である。</p> <p>このため、（中略）今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野とする。</p> <p>なお、中期計画期間当初においては、ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。</p> <p><u>産技研は、基盤技術分野とこの重点技術分野について研究開発を計画的に実施し、その成果を産技研の技術力向上と中小企業の技術力・競争力強化のための支援に活用する。</u></p> | <p>3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施</p> <p>経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となる基盤技術の向上と、今後の成長が見込まれる分野の技術力強化が重要である。</p> <p>このため、（中略）今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野とする。</p> <p><u>研究開発は、基盤技術に加えてこの重点技術分野について計画的に実施し、それによって依頼試験や技術相談等の質の向上を図っていくものとする。</u></p> <p>なお、中期計画期間当初においては、ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。</p> |
| <p>3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施</p> <p>（1）基盤研究</p> <p>中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。</p> | <p>3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施</p> <p>（1）基盤研究</p> <p><u>産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。</u></p> |
| <p>4．研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>（2）職員の派遣</p> <p>高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。なお、職員の派遣については、<u>広範かつ弾力的に実施する。</u></p> | <p>4．研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>（2）職員の派遣</p> <p>高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。なお、職員の派遣については、<u>法人独自の派遣規定を設け、広範で弾力的な派遣が実施できるようにする。</u></p> |
| <p>・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1．施設・設備の整備と活用</p> <p><u>なお、本中期目標期間中に東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。</u></p> | <p>・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1．施設・設備の整備と活用</p> <p style="text-align: center;">-</p> |